

えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 趣旨

本県では、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、令和3年3月に愛媛県食品ロス削減推進計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としている。

本目標の達成のため、県民に「えひめの食べきり推進店（食品ロス削減の取組みを実践する食品小売店舗を募集・登録する制度）」を幅広く周知し、食品ロス削減の意識啓発を図るとともに、同推進店の取組みを活性化するため、えひめの食べきり推進店応援企画事業を実施する。

本事業を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により業務を委託する。なお、委託先の選定にあたっては、経費面だけでなく、人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

2 委託業務の内容

（1）業務名

えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務

（2）委託期間

契約の日から令和4年1月14日（金）まで

（3）業務内容

別添「委託業務仕様書」のとおり

（4）委託料上限金額

520千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部局及び提出先

愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号：089-912-2356

FAX 番号：089-912-2354

E-mail : junkan-shakai@pref. ehime. lg. jp

4 企画提案の参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和2～4年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員企業の企業・団体でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であつて、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、あらかじめ参加申込書（様式1）を提出する

こと。なお、提出期限までに参加申込書を提出していない者は、企画提案に参加することはできない。

(1) 提出期限

令和3年8月13日（金）17時00分（必着）

(2) 提出方法

メールにて本要項「3 担当部局及び提出先」へ提出
(送付後、愛媛県循環型社会推進課（電話：089-912-2356）に受信確認の電話を必ず行うこと。)

(3) 辞退

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

(4) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）の提出期限までに質問書（様式3）を提出すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。回答は、参加申込者全員に対し行う。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物及び提出部数

・企画提案提出書（様式4）	1部
・見積書	1部
・企画提案書（様式指定なし）	6部
・法人・団体の概要書（様式5）	1部

(2) 企画提案書等の作成方法

- ・記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む）を用いるとともに、用紙はA4判を基本として作成すること。
- ・見積書は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載のうえ、提案に必要な一切の経費を含めること。
- ・企画提案書の構成は自由だが、本要項「7 選定方法」を参照し、具体的な提案内容を記載するとともに、事業の実施体制（責任者及びスタッフの氏名及び役職と本事業での役割）及びスケジュール（契約後～キャンペーンまでの大まかなスケジュール）を記載すること。

(3) 提出期限及び提出先

令和3年8月20日（金）17時00分（必着）

(4) 提出方法

持参（土・日、祝日を除く。）又は郵送（書留）により、本要項「3 担当部局及び提出先」へ提出すること。

※団体規約や役員名簿の提出をお願いすることがあるので、予めご了承ください。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1案のみとし、複数の提案を提出することはできない。

7 選定方法

(1) 審査

- ア 企画提案は審査会を設置して、書類により選考し、受託者として最適と考えられる事業者（最優秀提案者）を選定する。
- イ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に最優秀提案者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

- ア 本要項「2 委託業務の内容（4）委託料上限金額」を超える見積書の提出があったとき。
- イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

8 審査結果

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果は通知しない。また、個別の審査内容の照会には応じない。

9 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、愛媛県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、愛媛県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。
- (5) 契約締結後であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議の上、事業内容や実施方法を変更、又は事業を中止する場合がある。

10 その他

- (1) 本企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。